

## 第1 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の背景と趣旨

本市においては、障害者総合支援法により策定が義務付けられている障害福祉計画について、これまでに第1期から第6期まで（第5期計画から、児童福祉法により策定が義務付けられている障害児福祉計画を包含し、一体として策定）、それぞれ3か年の計画を策定し、サービス提供体制の整備を進めてきました。

令和6年度からの「第7期函館市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条および児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉サービスの提供体制等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、障害福祉サービスおよび相談支援、地域生活支援事業ならびに障害児通所支援および障害児相談支援を提供するための体制を総合的かつ計画的に確保することをめざし、策定するものです。

### 2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画として策定するもので、障害者基本法第11条第3項に基づき策定している「函館市障がい者基本計画」の実施計画として位置付けられるものです。

この計画は、「ほっかいどう障がい福祉プラン」との整合性を図りながら、社会福祉法に基づく「函館市地域福祉計画」、介護保険法に基づく「函館市介護保険事業計画」、子ども・子育て支援法に基づく「函館市子ども・子育て支援事業計画」およびその他の障がい者の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら策定します。

### 3 計画の期間

この計画は、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）」において、3年を1期とする計画として策定することとされていることから、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画の期間とします。

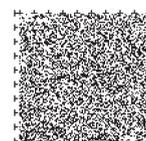
### 4 計画の策定体制

この計画は、関係団体等の代表者、関係機関の職員、一般公募の市民等により構成される函館市障がい者計画策定推進委員会において検討するとともに、パブリックコメントの実施により、広く市民の意見を参考にした上で、策定するものです。

### 5 計画推進のための基本的事項

#### (1) 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるよう、障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」という理念のもと、



障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供をはじめとするさまざまな支援を行います。

## (2) 計画の基本的な方向

この計画の基本理念を踏まえつつ、地域全体で障がいのある人の生活を支えていくため、次の「7つの基本的な方向」を定め、施策の推進を図ります。

### ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加については包摂的（インクルーシブ）な社会の実現を図っていくことができるよう、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の充実を図ります。

### ② 障がい種別によらないサービス提供の推進

障がい種別によらない一元的な制度のもとで、市が、障害福祉サービス等の実施主体として、北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障害福祉サービス等の充実に努めます。

また、障害者総合支援法に基づく給付の対象となる発達障がい者、高次脳機能障がい者および難病患者等については、障害福祉サービスの活用が促されるよう、必要な情報を提供します。

### ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、重度化・高齢化した人や精神病床における長期入院患者等といった地域生活への移行や地域生活の継続等に課題を抱える人であっても、希望する支援を受けられるように、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

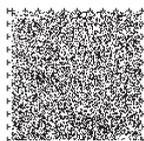
### ④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

### ⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもおよびその家族に対し、身近な場所で、それぞれのニーズに応じた質の高い専門的な支援を切れ目無く一貫して受けることができるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある子どもが、障害児支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進します。



加えて、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する障がいのある方（以下「医療的ケア児等」という。）といった専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

#### ⑥ 障がい福祉人材の確保・定着

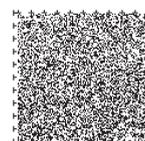
安定的な障害福祉サービス等の提供体制およびそれを担う人材の確保・定着を図るために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場の魅力についての積極的な周知・広報等を行うとともに、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係機関等と協力して取り組みます。

#### ⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにするため多様な意思疎通支援を講じて情報保障の確保を図ります。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、または、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保するほか、視覚障がい者等が読書を通じて文字・活字文化の恵みを受け取るなど、社会参加の多様なニーズを踏まえた環境の整備を推進します。

また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通支援に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、障がい特性に配慮した意思疎通支援者の養成などにより、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進します。

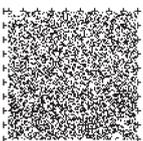


## 6 SDGsの考え方

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、全ての国際連合加盟国が2030年度までに取り組む行動計画として17の分野別の目標と169項目の具体的な達成基準が掲げられ、我が国においても、2016年に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、国をあげて取組を進めています。

本市では、個別行政分野における各種施策がSDGsの推進につながるものと考えており、本計画においてもSDGsの視点を取り入れ、各施策を推進していきます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画における「7つの基本的な方向」について、SDGsの視点から、特に関連する17の目標を次のように掲げました。

7つの基本的な方向	特に関連する17の目標
① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援	 
② 障がい種別によらないサービス提供の推進	 
③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	    
④ 地域共生社会の実現に向けた取組	 
⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援	  
⑥ 障がい福祉人材の確保・定着	  
⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組定着	

